



出生届を出された皆さまへ

大阪市天王寺区
Tennoji Ward Office



出生届のほかに必要と思われる主な手続きや利用できるサービスなどをご案内します。

項目	区役所での手続き	担当窓口
お子さまが 国民健康保険に 加入する場合	・ 加入手続きをしてください。 〔必要な物〕世帯主の本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証等）、母子健康手帳	窓口サービス課 （保険年金） 1階4番窓口 ☎6774-9956
国民健康保険に 加入している方が 出産した場合 （出産育児一時金を 申請する場合）	【直接支払制度を利用した方】・・・① ・ 出産費用が出産育児一時金支給額より少ない場合、差額の支給申請をしてください。 【直接支払制度を利用しなかった方】・・・② ・ 出産育児一時金の支給申請をしてください。	
	【①と②共通】 〔必要な物〕国民健康保険証、母子健康手帳、 医療機関との合意文書、医療機関からの明細書（領収書）、世帯主の振込口座のわかるもの（預金通帳など）	
	【受取代理制度を利用した方】手続きは不要です。	
こども医療費助成	・ 受給申請をしてください。 〔必要な物〕対象児童の健康保険証 【市外で所得申告している方のみ】 保護者のマイナンバーを確認できるもの、 請求者本人を確認できるもの	保健福祉課 （福祉サービス） 2階22番窓口 ☎6774-9857
児童手当	・ 受給申請をしてください。 〔必要な物〕請求者の健康保険証（年金加入証明書が必要な場合あり）、請求者の振込口座のわかるもの（預金通帳など）、請求者及び配偶者のマイナンバーを確認できるもの、請求者本人を確認できるもの（代理人が申請される場合は、委任状と代理人の本人確認が必要になります。） ※原則として、申請月の翌月分から支給されます。 【特例】出生日の翌日から15日以内に申請すれば、出生月の翌月分から支給されます（15日目が土・日・祝の場合は翌開庁日まで）。 ※公務員の方は勤務先で申請してください。	
新生児出生連絡票	・ 母子健康手帳に綴じられている新生児出生連絡票（青色のハガキ）を提出してください。	

R5/4/1 現在